

インフォメーション

外国人留学生の就職を目的とする  
在留資格の変更について

-在留資格の明確化と高度人材ポイント制-

Change of Status of Residence from the Status of  
Residence of Student to a Status  
for Employment Purposes:  
Clarification of Status of Residence and the Points-Based  
System for Highly-Skilled Professionals

法務省入国管理局総務課企画室 佐藤 浩朗

SATO Hiroaki

(Immigration Policy Planning Office, Ministry of Justice)

キーワード：高度人材ポイント制、在留資格

はじめに

我が国の大学等に留学している外国人が、卒業後に我が国で就労するためには、就労が可能となる在留資格に変更しなければなりません。

留学生に対する就職目的の在留資格変更許可件数は、12,958件（平成26年）であり、中でも在留資格「技術」（理系学部を卒業して就職した者等）又は「人文知識・国際業務」（文系学部を卒業して就職した者等）への変更が多数を占めています。この2つの在留資格は、本年（平成27年）4月から在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ一本化されました。

ここでは、この一本化の意義についてご説明するとともに、我が国で就職予定の留学生も活用できる高度人材ポイント制についてご説明します。

## 在留資格「技術・人文知識・国際業務」への一本化

「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格を取得するには、従事しようとする業務と大学での専攻が関連していることが要件の一つでありましたが、現在の企業においては、必ずしも大学での専攻分野に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例も多く、卒業後に従事しようとする業務が「技術」と「人文知識・国際業務」のいずれに該当するのか判別しづらいものもありました。

こうしたケースであっても在留資格の該当性の判断にあたっては柔軟に対応してきたところですが、昨年6月に出入国管理及び難民認定法の一部改正法が成立したことにより、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合され、広範な分野の知識を必要とする業務に従事しようとする外国人についても在留資格が明確になりました。

## 高度人材ポイント制

平成24年5月に導入した高度人材ポイント制は、高度人材の行う活動を「高度学術研究活動」（大学教授等）、「高度専門・技術活動」（技術者やマーケティング業務従事者等）及び「高度経営・管理活動」（会社経営者等）の3つの類型に分類した上で、それぞれの特性に応じて、「学歴」や「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設定し、その合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の様々な優遇措置を講じるものです。

優遇措置としては、①複数の在留資格に該当する複合的な活動を行うことができること、②在留期間5年が付与されること、③永住許可までに必要な在留歴が5年であること、④配偶者の就労要件が緩和されること、⑤一定の要件を満たす場合に外国人の家事使用人を雇用できること、⑥一定の要件を満たす場合に親を呼び寄せることができること等があります。

制度導入時から、高度人材には在留資格「特定活動」が付与されていましたが、本年（平成27年）4月に、高度人材を対象とした在留資格「高度専門職」を創設しました（優遇措置は従来通り）。

「高度専門職」には1号と2号があり、「高度専門職2号」は在留期間が無期限となっています（「高度専門職1号」で3年以上活動を行った方が「高度専門職2号」の対象となります。）。

詳細は下記の法務省ホームページに記載しておりますので、是非ご覧ください。

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)